

老発0508第5号
令和5年5月8日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」の一部改正について

標記事業の実施については、令和5年3月28日老発0328第3号本職通知の別紙「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和5年5月8日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

(別添)

令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和5年3月28日老発0328第3号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正後	改正前
<p>標記については、別紙のとおり「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和5年<u>5月8日</u>から適用することとしたので通知する。（以下略）</p> <p>(別紙)</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。</p> <p>ア 対象となる事業所・施設等 (ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は<u>感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同</u></p>	<p>標記については、別紙のとおり「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」を定め、令和5年<u>4月1日</u>から適用することとしたので通知する。（以下略）</p> <p>(別紙)</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業 以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。</p> <p>ア 対象となる事業所・施設等 (ア) 新型コロナウイルス感染者が発生又は<u>濃厚接触者</u>に対応した介護サービス事業所・施設等 <u>(休業要請を受け</u></p>

じ) に対応した介護サービス事業所・施設等

①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に感染者と接触があった者が複数発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～※4）

②感染者と接触があった者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）

（削除）

③感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）

④施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

（イ）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、休業を行った場合であって、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している

た事業所・施設等を含む）

①利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）（※1～※4）

②濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、介護施設等（※1）

③都道府県、保健所を設置する市又は特別区から休業要請を受けた通所系サービス事業所（※4）、短期入所系サービス事業所（※3）

④感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）（※1）

⑤施設内療養を行った高齢者施設等（※5）

（イ）新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所（※4）

（ア）①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生

<p>場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る）</p> <p>(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ア）の①に該当する介護サービス事業所・施設等 ・（略） <p>※1～※5 （略）</p> <p>イ 対象経費</p> <p>令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成（ただし、令和4年4月1日から令和5年5月7日までに係る通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用については、「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和5年3月28日付け老発0328第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき助成を行う。）</p> <p>(ア) a. ア（ア）①及び②に該当する事業所・施設等 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ①～② （略）</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ③～④ （略）</p>	<p>している状況等）に限る）</p> <p>(ウ) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等（※1～※4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ア）の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等 ・（略） <p>※1～※5 （略）</p> <p>イ 対象経費</p> <p>令和4年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症への対応において、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成</p> <p>(ア) a. ア（ア）①から③に該当する事業所・施設等 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 ①～② （略）</p> <p>【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 ③～④ （略）</p>
--	--

<p>⑤感染者又は<u>感染者と接触があった者</u>が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>⑥ (略)</p> <p>b. ア (ア) ③に該当する介護施設等 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 (略)</p> <p>c. ア (ア) ④に該当する高齢者施設等 【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 (略)</p> <p>(イ) 及び (ウ) (略)</p> <p>(2) 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業 (略)</p> <p>4 その他留意事項 (略)</p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p> <p>本実施要綱3 (1) イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象 高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、<u>重症化リスクが高い者が多く入所する高齢者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査を地方自治体を実施す</u></p>	<p>⑤感染者又は<u>濃厚接触者</u>が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>⑥ (略)</p> <p>b. ア (ア) ④に該当する介護施設等 【緊急時の介護人材確保に係る費用】 (略)</p> <p>c. ア (ア) ⑤に該当する高齢者施設等 【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】 (略)</p> <p>(イ) 及び (ウ) (略)</p> <p>(2) 緊急時介護人材応援派遣に係るコーディネート事業 (略)</p> <p>4 その他留意事項 (略)</p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p> <p>本実施要綱3 (1) イの対象経費に記載する経費のうち、「一定の要件に該当する自費検査費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象 高齢者は、症状が重症化しやすい者が多く、クラスターが発生した場合の影響が極めて大きいため、<u>行政検査により、感染者が多数発覚している地域やクラスターが発生している地域において、特に高齢者施設（施設系・居住系）については、感染</u></p>
--	--

る場合には行政検査として取り扱うこととされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等) (略)

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・ 感染者 と同居する職員
(削除)

- ・ 面会後に面会に来た家族が 感染者 であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

(削除)

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

者が一人も発生していない施設であっても、職員・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査を実施することとされていることを踏まえて、以下の介護施設等を対象とする。

(対象施設等) (略)

2 助成の内容及び要件

以下の要件に該当する自費での検査費用を助成対象とする。

1 の対象施設等において、

- ・ 濃厚接触者 と同居する職員
- ・ 発熱等の症状(※)を呈するが保健所等により経過観察を指示された職員

- ・ 面会後に面会に来た家族が 感染者又は濃厚接触者 であることが判明した入所者などの者に対して施設等としては感染疑いがあると判断するが、保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関の判断では行政検査の対象とはされず、個別に検査を実施する場合であって、以下の①及び②の要件に該当する場合とする。

※「症状」とは、新型コロナウイルス感染症の症状として見られる発熱、呼吸器症状、頭痛、全身倦怠感などの症状を指す。

- ① 近隣自治体や近隣施設等で感染者が発生した場合、又は感染拡大地域における施設等であること
- ② 保健所、受診・相談センター又は地域の医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断された場合に、施設等の判断で実施した自費検査であること。

<p>※ (略) ※なお、感染者が確認された場合には、行政検査として扱われる場合は本事業の対象とはならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>【別添2-1】 (略)</p> <p style="text-align: center;">【別添2-2】</p> <p>本実施要綱3(1)イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象 (略)</p> <p>2 助成の内容及び要件 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、</p> <p>① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施</p> <p>④ <u>担当職員を分ける等の勤務調整</u></p>	<p>※ (略) ※なお、感染者が確認された場合には、<u>その後の検査は行政検査で行われることから</u>、本事業の対象とはならない。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>【別添2-1】 (略)</p> <p style="text-align: center;">【別添2-2】</p> <p>本実施要綱3(1)イの対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱は、以下のとおりとする。</p> <p>1 助成対象 (略)</p> <p>2 助成の内容及び要件 施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない、</p> <p>① 必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供 ② ゾーニング（区域をわける）の実施 ③ コホーティング（隔離）の実施、<u>担当職員を分ける等の勤務調整</u></p>
---	--

- ⑤ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
⑥ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であって、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
(2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑥を実施した高齢者施設等であること。

※ (略)

- (3)～(5) (略)

さらに、上記①～⑥に加え、以下の⑦を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑦ 小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者*が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者*が同一日に 5 人以上いること。

※ 別添 2-2 でいう「施設内療養者」は、発症日から起算して 10 日以内の者（発症日を含めて 10 日間）とする。ただし、発症日から 10 日間を経過していなくても、発症後 5 日を経過し、かつ、症状軽快*¹から 24 時間経過した者であつて、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで*²「施設内療養者」であるものとする。また、発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快から 72 時間

- ④ 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
⑤ 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローの確認

等を、必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し費用とみなし、助成対象とする。

1の対象事業所・施設であつて、以下の(1)から(5)の要件全てに該当する場合とする。

- (1) 施設内療養することとなった高齢者施設等であること。
(2) 施設内療養時の対応の手引きを参考に、①～⑤を実施した高齢者施設等であること。

※ (略)

- (3)～(5) (略)

さらに、上記①～⑤に加え、以下の⑥を満たす日は、療養者毎に要するかかり増し費用について追加で補助を行う。

- ⑥ 小規模施設等（定員 29 人以下）にあつては施設内療養者*が同一日に 2 人以上、大規模施設等（定員 30 人以上）にあつては施設内療養者*が同一日に 5 人以上いること。

※ 別添 2-2 でいう「施設内療養者」は、新型コロナウイルス感染症に係る「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけの見直し後の療養の考え方等を踏まえ、追つてお示しする。

経過していない者であって、高齢者施設等において療養が必要であると判断された者については、当該療養を行った日まで*2「施設内療養者」であるものとする（ただし、発症日から起算して15日目までを上限とする）。なお、いずれの場合も、途中で入院した場合は、発症日から入院日までの間に限り「施設内療養者」とする。

* 無症状患者（無症状病原体保有者）について、陽性確定に係る当該検体採取日から起算して7日以内の者（当該検体採取日を含めて7日間）を「施設内療養者」とする。ただし、発症日から7日間を経過していなくても、発症日から5日間経過した者であって、当該療養者や高齢者施設等の個別の状況を踏まえて上記①～⑥の措置を継続しないこととした場合については、当該措置を行った日まで「施設内療養者」であるものとする。

* 1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

* 2 療養期間中であっても、上記①～⑥の措置が行われていない期間が存在した場合、当該期間は補助の対象外とする。

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

また、2の⑦の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、助成額は別添3の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

3 助成の上限額

施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する（一人あたり最大15万円を補助。）。

また、2の⑥の要件を満たす場合は、施設内療養者一人あたり一日1万円を追加補助する（一人あたり最大15万円を追加補助。）。

なお、助成額は別添3の基準単価の範囲外とし、追加補助については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を限度額とする。

4 その他 (略)

参考1 (略)

4 その他 (略)

参考1 (略)

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

1 チェックリスト

確認項目
<input type="checkbox"/> 必要な感染予防策を講じた上でサービス提供を実施した。
<input type="checkbox"/> ゾーニング（区域をわける）を実施した。
<input type="checkbox"/> コホーティング（隔離） <u>を実施した。</u>
<input type="checkbox"/> <u>担当職員を分ける等のための勤務調整を実施した。</u>
<input type="checkbox"/> 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察を実施した。
<input type="checkbox"/> 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローを確認した。
<input type="checkbox"/> 常時（夜間、深夜、早朝を含む。）、1人以上の職員を配置した。 ※やむを得ない事情により、本要件を満たすことが難しい状況があった場合は、「その他」に事情を記載すること。

※各項目は施設内療養時の手引きを参考に実施すること。

※各項目を実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあった場合は、速やかに提出すること。

その他

※本資料への虚偽記載があった場合は、基金からの補助の返還や指定取消となる場合がある。

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 事業所名 氏名
代表者 職名 氏名

参考3 (略)

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト

1 チェックリスト

確認項目
<input type="checkbox"/> 必要な感染予防策を講じた上でサービス提供を実施した。
<input type="checkbox"/> ゾーニング（区域をわける）を実施した。
<input type="checkbox"/> コホーティング（隔離） <u>の実施や担当職員を分ける等のための勤務調整を実施した。</u>
<input type="checkbox"/> 状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察を実施した。
<input type="checkbox"/> 症状に変化があった場合等の医療機関・医師等への連絡・相談フローを確認した。
<input type="checkbox"/> 常時（夜間、深夜、早朝を含む。）、1人以上の職員を配置した。 ※やむを得ない事情により、本要件を満たすことが難しい状況があった場合は、「その他」に事情を記載すること。

※各項目は施設内療養時の手引きを参考に実施すること。

※各項目を実施したことが分かる資料を保存しておき、求めがあった場合は、速やかに提出すること。

その他

※本資料への虚偽記載があった場合は、基金からの補助の返還や指定取消となる場合がある。

本資料の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 事業所名 氏名
代表者 職名 氏名

参考3 (略)

